

笠岡市立笠岡東中学校 いじめ防止基本方針

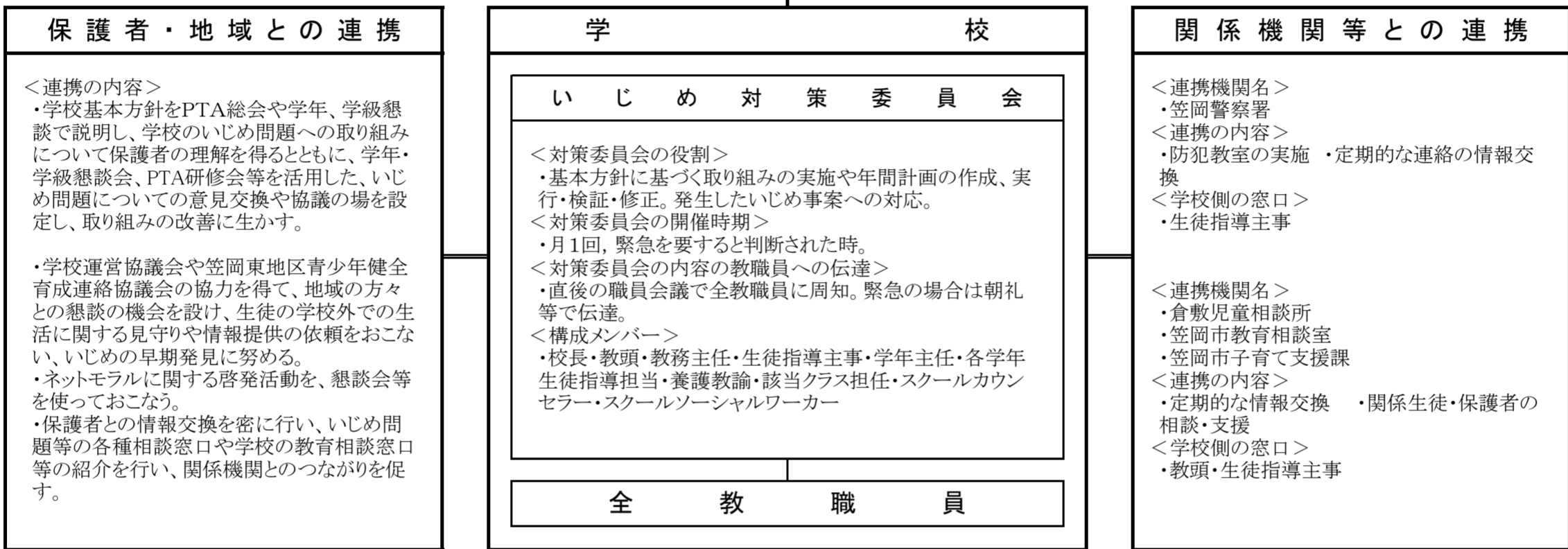
令和3年4月

いじめに関する現状と課題

本校で認知しているいじめに関する内容は、近年SNS上でのトラブルを発端とするものが多く、加害者側の軽い気持ちで行ったことが、被害者側にとっては嫌な気持ちになる場合が多い。いじめの発覚は、被害者生徒や保護者からの訴えで分かることが多い。未然防止の取り組みをより推進していくために、ネットモラルに関する教職員研修の一層の充実を図るとともに、生徒・保護者のネットモラルに関する教育・啓発も一層進めていく必要がある。また、生徒会を中心としたSNSの利用に対する生徒主体の取り組みをさらに進めて行く必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会を中心に生徒指導主事や各学年の主任、学年生徒指導担当が中核となって、組織的・実効のないいじめ問題の解決のための取り組みを学校全体で行う。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、認め合い支え合う教育活動を推進し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・教育相談週間等、教職員による全校生徒との相談の機会の充実を図るとともに「こころの教室」などの相談窓口を常時開設し、いじめの早期発見につとめる。
- <重点となる取組>
- ・普段から生徒との人間関係づくりを大切に、関わる中で生徒の変化に気づけるように、生活ノートの活用や相談体制の改善をはかる。
 - ・「いじめを考える週間」において、生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。
 - ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの未然防止に向けての教職員研修を実施するとともに、生徒・保護者への教育・啓発も一層進めていく。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教職員研修)・・・教職員の指導力向上のための研修として、外部機関の講師を招聘し、いじめに対する対応やネット利用の状況と指導上の留意点について研修会を行う。</p> <p>(生徒会活動)・・・いじめについて考える週間において、全校で人権標語を作成し校内に掲示して意識を高めるための取り組みを進める。</p> <p>(居場所づくり)・・・学び合いの授業や学級活動、行事等の特別活動を通して、人間関係づくりを進めるとともに、認め合い支え合う教育活動を軸に、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>(情報モラル教育)・・・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラル学習を技術科の授業や学級活動等で実施する。</p>
②	早期発見	<p>(実態把握)・・・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施する。(学校評価等のアンケートとは別に行う。)年3回(6月、11月、2月)及び適宜実施する教育相談において生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>(相談体制の確立)・・・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなくきめ細かく声掛けを行うとともに、生徒がいつでも相談できるような体制を整える。</p> <p>(情報共有)・・・生徒の気になる言動や変化があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有を行う。</p> <p>(家庭への啓発)・・・日頃から家庭との連絡を密にとり、生徒の様子を見守り、いじめへの早期対応ができるよう関係作りに努める。</p>
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)・・・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかに、いじめの事実の確認を行う。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討)・・・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>(いじめられた生徒への支援)・・・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。また、いじめた生徒への指導後も最低3カ月程度は見守りを続け、定期的に教育相談を実施して、完全にいじめが解消するまで支援を続ける。</p> <p>(いじめた生徒への指導)・・・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。</p>